
岡野豊四郎の実践を問い直す

—戦前の知的障害児施設における事業構想—

椎 名 清 和

1. はじめに

社会福祉基礎構造改革にともない2000年(平成12年)より高齢者福祉領域において介護保険制度が、そして2003年(平成15年)からは障害者福祉領域において支援費制度が開始された。

これは少子・高齢化の急速な進展による社会構造の変化やノーマライゼーションなどの福祉理念の浸透により、信頼と納得の得られる福祉サービスが求められているためである。言い換えれば、利用者の立場にたった社会福祉制度の構築が必要であるということであり、そのために措置による福祉サービスの提供から利用者と事業者の契約による福祉サービスの提供へと制度が変更されたのである。

措置制度は、都道府県や市町村等行政機関による判断に基づいて要援護者に対して福祉サービスが提供されるという、第二次世界大戦後のわが国の社会福祉制度の根幹ともいえるべき制度である。しかしながら、近年の多様化する福祉ニーズに対応できないことなどの問題が指摘されている。そこで、措置制度の問題を改善するために介護保険制度や支援費制度などの契約による福祉サービスの提供が始まったのである。

もっとも、わが国における契約による福祉サービスの利用は介護保険制度や支援費制度が初めてなのではない。

現在の社会福祉制度が構築されたのは第二次世界大戦以後のことであるが、福祉サービスを必要とする人々に対するサービスの提供自体は、第二次世界大戦以前に既に始まっていたのである。例えば、障害児の教育・療育的ニーズに対しては、「盲学校及聾啞学校令」(1924)により盲学校や聾学校は正規の学校体系の中に位置づいたものの、知的障害児に対しては、法制度が整備されておらず、1891(明治24)年に設立された滝乃川学園をはじめとする知的障害児施設において、24時間の全生活を通じた教育としての取り組みが行われていたのである。

そこで、本稿では、旧筑波学園^①の設立者である岡野豊四郎に焦点をあて、その実践を問い直すことを目的とする。

2. 研究の方法

(1) 研究方法

史料調査による文献研究を主な方法とする。

(2) 史料

本稿の研究対象となる史料は、1万通から1万5千通、もしくはそれ以上と推定されている旧筑波学園関係資料から、「委託人員表」「委託人員簿」「事業成績報告」「歳入歳出予算書」「歳入歳出決算書」「領収書」「請求書」等を中心に抽出した。1923年(大正12年)4月から1948年(昭和23年)3月にかけてのものである。

3. 岡野豊四郎の事業構想

(1) 旧筑波学園の設立まで

岡野豊四郎は1892年(明治25年)4月15日に茨城県筑波郡作岡村下作谷にて岡野留一郎の四男として生まれた。1906年(明治39年)に茨城県立下妻中学校へ進学するが、病気のために1908年(明治41年)9月に退学し、一年半の静養の後、東京府立青山師範学校に進学した。在学中にペスタロッチの教育学に触れるとともに、滝乃川学園の創始者である石井亮一や東京高等師範学校補助学級の提唱者であった樋口長市から教えを受けている。

1914年(大正3年)から東京養育院附属小学校特別学級の担任として知的障害児教育に従事することとなった。1916年(大正5年)に「低能児ニアテハマル教授法」を発見したと書き残している²⁾。1918年(大正7年)からは北川波津が設立した東京育成園に勤務した。また、同年3月には内務省主催の感化救済事業講習会を修了している。その後、長谷川良信が設立したマハヤナ学園に1年間勤務し、1923年(大正12年)4月に旧筑波学園を設立し園長に就任した。

(2) 旧筑波学園の事業構想

旧筑波学園は、1923年(大正12年)に岡野豊四郎(1892-1964)によって筑波郡小田村(現在のつくば市平沢)に設立された私立の知的障害児施設である。表1のとおり、わが国の知的障害児施設としては6番目に設立された施設であった。

設立時の定員は20名³⁾と当時の他の施設の多くがそうであるように小規模な施設であった。しかしながら、図1にみられるとおり、設立当初の事業構想からは、知的障害児のための教育だけではなく、病弱・虚弱児のための教育や英才教育という、法制度の枠に収まりきらない教育全てを構想していたことがわかる。

旧筑波学園の入園対象児は、「年齢六歳以上ノ幼少年ニシテ小學校令第三十三條ニ規定セラレタル低能白痴病弱児童ニシテ猶豫免除セラレ就学ノ義務ナキモノノ入園審査ニ合格セル者」⁴⁾であり、「身体薄弱児」を理由とした入園は確認されているが、英才教育や図書館教育の対象となる児童の入

表1 第二次世界大戦以前に設立された知的障害児施設

設 立 年	施 設 名	設 立 者	所 在 地
1881年（明治24年）	滝乃川学園	石井亮一	東京
1899年（明治42年）	白川学園	脇田良吉	京都
1916年（大正5年）	桃花塾	岩崎佐一	大阪
1918年（大正7年）	久美愛園	笠井福松	埼玉
1919年（大正8年）	藤倉学園	川田貞治郎	東京
1923年（大正12年）	筑波学園	岡野豊四郎	茨城
1927年（昭和2年）	三田谷治療教育院	三田谷啓	兵庫
1928年（昭和3年）	八幡学園	久保寺保久	千葉
1931年（昭和6年）	六方学園	田中正雄	広島

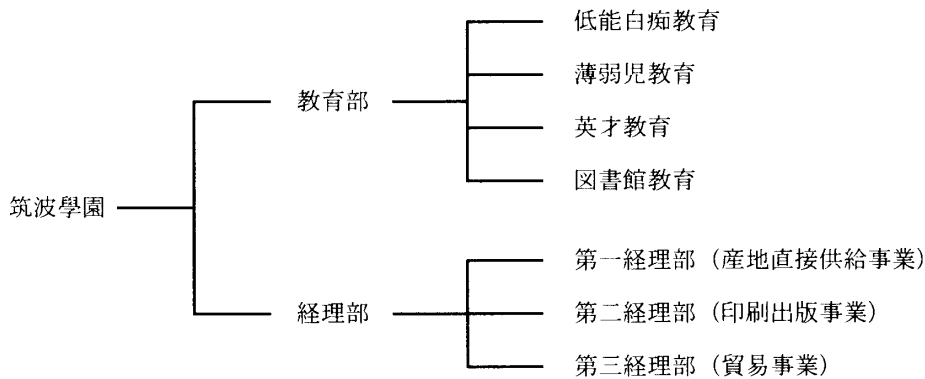


図1 旧筑波学園の事業構想（設立当時のもの）

園は確認されていない。「猶豫免除セラレ就学ノ義務ナキモノ」が入園対象であったが、「幸ニシテ成績良好ナルモノニ就テハ豫テヨリ連絡ヲ執リ居ル村立小学校ニ通学セシムル事トス」⁶⁵とあるように、成績良好な児童は近隣の山口尋常小学校へ通学していた。

第二次世界大戦以前に設立された知的障害児施設は、それぞれユニークな運営の道を切り開いて⁶⁶おり、旧筑波学園は東京少年審判所所属の少年保護団体⁶⁷に加入することで、非行行為をおかした知的障害児に対する援助という一般少年保護団体では対応できない問題に対処していた。椎名（2000）が、旧筑波学園の総収入に占める寄付金と各種の補助金の比率の変化から明らかにしたとおり、そのことによって法制度の未整備という「構造的な経営困難」（山田，1978）の中で、旧筑波学園は司法保護事業として位置づくことによって補助金を得、経営安定を図ったのである。

(3) 旧筑波学園における経理部構想

旧筑波学園では「父母又ハ後見人其ノ他ノ依頼」⁶⁸による入園（私的契約）の場合には、月額30円を園費として徴収していたが、大正末期から昭和初期という国民全体が貧困にあえいでいた時期であり、「児童ノ委託者中ニハ行方ヲ暗シテ委託費ヲ支拂ザル者モアル状態ニテ」⁶⁹とあるように、園

費の徴収もままならない状況もしばしばみられた。

また、就学猶予や就学免除などの学校制度の枠外におかれた児童を入園対象としていたため、既存の法制度に依存しない経営を目指し、財源確保を目的とした支援事業として経理部構想が練られていたのである。事実、この事業構想のもと、園舎の建築と同時に池袋駅前において白米販売等が行われていたのである。この経理部構想について、岡野の義兄で白米の買付を担当していた鴻巣源一郎は岡野に宛てた書簡⁴⁰⁾の中で次のように述べている。

自己ノ利益ノミニ米ノ槁売ナドシタルニアラズ社会奉仕ノタメ、学院ノタメニ及バズナガラモ
労カスルノ志モテ奔走シタル (中略) 粉骨碎身ニ努力セシ、ナレバ却テ御喜ビヲ得、又学院
ノ助ケトモナリ名誉モ俱ニ揚ゲ、私等兄弟モ同様ニ御座候

しかしながら金銭上の問題から、1923年(大正12年)5月という旧筑波学園設立後間もない時期に、この白米販売は中止され、以後この種の活動は行われてはいない。

1924年(大正13年)に筑波郡長に提出された「筑波學園設立認可申請書」には旧筑波学園の「将来の計画」と「その他参考となるべき事項」として以下のように言及されている。

将来ノ計画

一、心身薄弱児ハ將来自立生活ハ凡ド不可能ナレバ師導者ニヨク從ヒテ農業ヲナシ得ル様ニナレバ此レガ教育成功トオ思意ス然レドモコレヲ實社會ニ出ストキハ他ノ優秀者ノ爲メニ虐ゲラレテ逆戻リヲナスサレバコレガ一生ノ師導場ヲ必要トスソレニハ一農園場ノ設置ヲ致シ度キモノナリ

二、此後ハ讚成者ノ援護ニヨリ増資ノ道ヲ計リ法人組織トモナシタキモノナリ

其ノ他参考トナルベキ事項

一、圖書館ヲ設置シ通俗百科ノ圖書雑誌ノ類ヲ収蒐集整頓シ置キ義務教育ノ延長發發展ノ一案トシテ家庭ノ事情ノ爲メ諸種ノ中等以上ノ學校ニ就學シ能ザルモノガ勞務ノ間ト雖モ此レガ學力ヲ得ント欲スル為メニ成シ度キモノナリ

二、児童俱樂部ヲ設テ家庭及學校以外ニ於ケル社會生活ヲ善導シ訓練スル爲メニ休日等ヲ利用シテ適當ナル圖書娛樂又ハ作業ヲ與ヘ又おはなし(ママ)會ヲ催スナド社會的保護ノ方法ヲ講シテソノ社會性ヲ培養シ心身ノ健全ナル發達ヲナシ度キモノナリ

三、講演部ヲ設テ諸種ノ通俗講演又ハ講談等ノ催シ(戸主會、主婦會、敬老會等ヲ開キ)教育及衛生ノ思想ヲ助長シ又育兒家政等ノ知識ヲ涵養セシメ兼ネテ精神修養ニ資セシムルコトヲ

希望ス

ここでは将来の計画として経営のための法人組織化があげられているが、本事業と支援事業を組み合わせるといふ構想はみられない。わずかに、農園の設置に入園児に対する教育と就労の場の提供と同時に、支援事業再開という意味合いもあったと思われる。

図書館や児童倶楽部、講演部の設置については支援事業の再開というよりは、教育という本事業の展開あるいは補完としてみるべきであろう。義務教育の延長としての図書館や児童の社会的保護のための児童倶楽部については実現せず、実現されたと確認できるのは4回の講演会活動⁽¹¹⁾のみであり、それも1924～1926年(大正13～15年)という学園設立当初の期間に限られる。また、1926年(大正15年)には東京少年審判所長の植田糸三郎から保護司講習会において少年保護に関する発表を依頼されている⁽¹²⁾。

図2は、旧筑波学園における昭和9年度から昭和15年度にかけての作業収入と総収入に占める作業収入の割合である。作業収入額そのものは増加しているが、総収入に占める割合は5%前後であり、支援事業再開の意味合いは薄いと考えられる。むしろ、農園における作業は、金銭収入を得るためというよりは、戦争の進行にともなう食料を確保するために行われるようになっていったと考えるべきであろう。例えば、旧筑波学園の昭和9年度支出精算書には、食費が予算を上回った理由について「米價ノ上昇セルト児童ノ大食ノタメ」とあり、翌昭和10年度の食費が予算を下回ったことについては「注意ノタメ(乱食注意)」とある。しかし、昭和11年度においては「注意タラザルタメ」再び食費は予算を上回ることとなった。

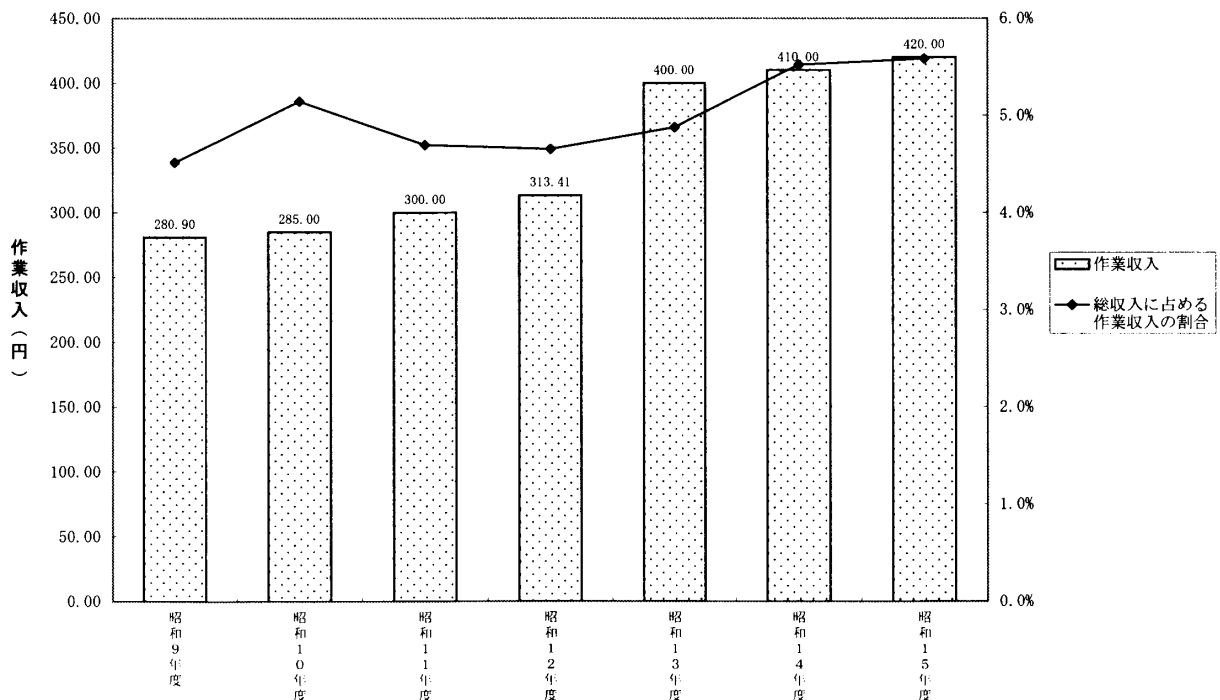


図2 総収入に占める作業収入の割合

(4) 岡野豊四郎の社会的発言

岡野豊四郎は1924年(大正14年)に「筑波学園決議案事項」として以下の6点をあげている。

- (1)補給費(少年審判所委託費)の増加
- (2)着類の(支給の)件
- (3)不時の病気の入費の件
- (4)児童に関する汽車賃の無料化
- (5)逃走児童捜索費用
- (6)金品を盗んで逃走した場合の金品の補償

これらは少年法による非行行為をおかした知的障害児の委託開始により具体化されてきた課題であり、当初の事業構想にはなかった課題である。これらの財政課題解決のために、岡野豊四郎はいくつかの社会的発言を行っている。

例えば、1924年(大正14年)4月に東京少年審判所において開催された第11回保護団体打合会において、「保護少年不時ノ罹病ニ要セシ費用ニ関スル件」と「保護少年カ金品ヲ窃取シテ逃走セシ場合ト其責任ニ関スル件」である。もっともこれらの課題は筑波学園に独特のものではなく、前者については当時の児童保護事業全てが抱えていた課題であり、後者については非行という問題に向きあった少年保護団体全てが抱えていた課題であるといえる。

しかしながら前者については、「所長ニ照会シ其意見ヲ俟テ決定スル事トナル」⁽⁴³⁾、後者については「法律上國家トシテ賠償の義務ナケレハ四圍ノ事情ニ鑑ミ徳義上責任ヲ以テ處理スル事ニ申合ス」⁽⁴⁴⁾と報告されているように、何ら問題は解決されなかった。わずかに実現されたといえるのが児童に関する汽車賃の割引である。「孤兒院養老院等ニ於テ救護ヲ受ケル者ニ對スル鉄道運賃割引證」や「被救護者用旅客運賃割引證」として交付され、割引率は2割であった。

医療費については、1941年(昭和16年)7月の第1回関東社会事業連盟協議会においても「保健組合ヲ各警察署區ヲ單位トシテ組織シ國民體位ノ向上ヲ計ルコト」⁽⁴⁵⁾および「子供相談所ヲ主要都市ニ設置シテ特異児ノ心身ノ円満ナル發達ノ教化ヲ計ルコト」⁽⁴⁶⁾である。戦争の進行にともない、医療費の増加を直接には発言できないような情勢であったため、国民体位の向上を計るという戦争遂行という国策に一見合致するような理由をつけたものと思われる。

一方、施設設備に関しては、1930年(昭和5年)11月に開催された第2回全国児童保護事業会議において「精神異常ナル不良児ノ收容設備ニ関スル件」⁽⁴⁷⁾において精神異常の不良児を收容するための精神病院的設備の不足について建議し、増設のための援助を求めている。しかし、増設のための特別な援助は行われず、独自の努力によって増改築がなされたが、行動問題が強くみとめられる児童に対しては「成績不良」という理由で退園させざるをえない場合もあった。

また、1940年(昭和15年)10月の第3回関東司法保護事業大会に際しては、「司法保護團體従業員待遇ニ関スル件」⁽⁴⁸⁾を協議題として提出し、司法保護団体従業員の実状を訴え、待遇改善を要求している。

4. まとめ

旧筑波学園などの知的障害児施設が設立されはじめた大正末期から昭和初期にかけては、資本主義が飛躍的な発展をみせると同時に社会主義思想や労働運動の広がりなど日本の社会構造が変化しつつあった時代であるといえる。そのような社会構造の変化から知的障害児問題などの福祉ニーズが析出したのであるが、それらに対する福祉サービスの提供は民間の社会福祉施設に負うところが大きであった。

それらの社会福祉施設は、公教育の枠外から排除された比較的重度の知的障害児に対する教育を意図したものであり、園長が中心となり職員が児童の生活の介助をしながら、あわせて指導や訓練をするという形態は、今日の知的障害児施設の原型といえる。しかしながら、民間・小規模という事業形態のため、財政問題により実践が現実的に規定されていたのである。

旧筑波学園においても財政上の問題が恒常的にあり、岡野豊四郎は財政問題解決のために様々な社会的発言・経営努力を行っているが、それらは未整備な法制度に対する「公的保護の道を切り開こうとする努力」（内海，1978）そのものであった。

戦後、憲法によって国の責任が規定されることで社会福祉サービスの提供に行政組織が関わるようになり「構造的な経営困難」は一見解消されたようにみえるが、現在でも無認可の作業所や保育所など行政組織では対応の困難な課題は山積している。それらの課題に対しては今後、様々な実践が行われることが必要で、それにより現在の社会福祉制度を革新していかなければならない。

わが国の福祉施設の多くは措置制度のもとで運営されてきたために、「福祉の知識はあっても経営のことを知らない」（小倉，2003）といわれるが、少なくともわが国における知的障害児施設の萌芽期あるいは胎動期である19世紀末から20世紀初頭にかけては、福祉施設においても様々な経営努力があったのである。法制度の未整備という状況は、戦前の知的障害児施設に財政問題をもたらしましたが、一方で、多様性や独自性を与えたともいえる。

そして、それらの帰結として現在の法制度が存在するのであるが、制度の谷間の存在にみられるとおり、法制度の未整備という状態は完全には解決していない。それは社会構造の変化が必然的に新たな社会問題を生じさせるからであり、それらを解決しようとする営みの中からこそ新たな制度が生みだされるのである。資本主義の発達した現代においては、経営あるいは経済に対する知識や感覚が必要とされており、それらの世界では日々、多様で独自性をもったもの（商品・サービス等）が生みだされている。今日の多様化する福祉ニーズを解決するためには既存の制度に依存しない独自の取り組みを生み出すための感覚が必要であり、そのために福祉従事者も経営あるいは経済に対する知識や感覚をもたなければならない。

（しいな・きよかず 社会福祉学科）

謝辞

本稿は、社会福祉法人筑峯学園関係者の方々のご協力および数多くの先達の方々の御努力・成果

がなければ成立しないものでした。心よりお礼申し上げます。

注

- (1)岡野豊四郎の設立になる筑波学園は1952年(昭和27年)にその名称とともに県立施設に移管されたため、研究作業上、旧筑波学園と呼称する。
- (2)年代不明の履歴書。1926年頃のものと思われる。
- (3)1925年(大正14年)にいったん15名に減員されたが、その後増員し、1933年(昭和8年)に30名に増員され、1941年(昭和16年)には最大の35名となった。なお、1929年(昭和4年)には定員を50名にすることが計画されていた。
- (4)筑波学園則第十條入園児資格。
- (5)東京少年審判所宛『学園調査書』。1927年(昭和2年)2月。
- (6)日本愛護五十年の歩み、13ページ。
- (7)少年保護団体は、民間篤志家の経営になる私設の保護機関であり、少年の状態に応じた保護のために分化していった。知能低格少年(知的障害児)を対象としていたのは、藤倉学園、筑波学園、豊ヶ岡可塑園の3団体であった。
- (8)大正15年度筑波学園年報。
- (9)昭和10年度収入精算所。
- (10)書簡史料。鴻巣源一郎発岡野豊四郎宛。1923年(大正12年)1月6日。
- (11)筑波学園夏期講習会(筑波教育会後援)。1924年(大正13年)8月8日～12日。
講演会(佛教会後援)。1925年(大正14年)陰暦5月2日。
筑波学園夏期講習会(筑波教育会後援)。1925年(大正14年)8月14日～16日。
恩賜記念講演会。1926年(大正15年)2月28日。
- (12)東京少年審判所長植田糸三郎発岡野豊四郎宛書簡。1926年(大正15年)6月19日。
- (13)第11回保護団体打合せ報告。1925年(大正14年)5月4日。
- (14)同上。
- (15)茨城県社会事業協会理事長後藤眞三男宛書簡。1941年(昭和16年)7月6日。
- (16)同上
- (17)建議書下書き。
- (18)東京少年審判所長藤原末作宛書簡。1940年(昭和15年)8月27日。

文献

1. 小倉昌男(2003)福祉を変える経営。日経BP社。
2. 椎名清和(2000)戦前精神薄弱施設概念に関する一考察—旧筑波学園の事例を通して—。障害者問題史研究紀要, 1-9。
3. 内海淳(1978)八幡学園入園者実態の対象論的分析—戦前を中心に—。精神薄弱問題史研究紀要, 22, 7-20。

4. 山田明（1978）大正末期・昭和初期における精神薄弱者施設経営の特質—旧筑波学園の展開に即して—。精神薄弱問題史研究紀要，23，15-33.
5. 山田明（1979）旧筑波学園の施設構想の展開における財政・経営問題。精神薄弱者施設史研究，1，107-129.

Appraisalment of Toyoshiro OKANO's practice: Enterprise design of a facility for the intellectual handicapped children before WWII

Kiyokazu Shiina

Since the welfare system of Japan had not been improved from the end of the 19th century to the beginning of the 20th century, there were various management efforts in facilities for the intellectual handicapped children. For example, the Tsukuba Gakuen which is a facility for an intellectual handicapped children, established by Toyoshiro OKANO was coping with the intellectual handicapped children who committed the wrongdoing act which a ordinary boy protection organization cannot cope with. Consequently, the source of revenue of the Tsukuba Gakuen is stabilized. The Tsukuba Gakuen became a facility for the intellectual handicapped children with peculiarity.

Now, welfare needs are diversified increasingly. In another way, it is required that the original practice which is independent of the existing welfare system. Therefore, those who work in welfare facilities must also have management, or the knowledge and sensibility. to economy.

Key Words: Tsukuba Gakuen, Toyoshiro OKANO, facility for the intellectual handicapped children, management efforts